

## 第二十六章 参議院の緊急集会

### 四九八 緊急集会は、集会ごとに、第何回国会閉会後の参議院緊急集会と称する

昭和二十七年八月三十一日（第十四回国会閉会後）集会した最初の参議院の緊急集会を「第十四回国会閉会後の参議院緊急集会」と称し、以後、緊急集会の称呼はこの例による。

#### 参照 一号

憲 第五四条  
国 第九九条

### 四九九 内閣が緊急集会を求める場合の請求期日に関する例

内閣が参議院の緊急集会を求める場合、その請求の期日については法規に定めがないが、従来例によれば、少なくとも集会の期日の三日前に請求されている。その例は次のとおりである。

第十四回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十七年八月三十一日に集会したが、内閣から請求があったのは同月二十八日（三日前）であった。

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十八年三月十八日に集会したが、内閣から請求があったのは同月十四日（四日前）であった。

参照 二号

国 第九九条

## 五〇〇 緊急集会を求める文書には、集会の期日及び案件を示す

内閣が緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から集会の期日及び案件を示した文書により本院議長にこれを請求することを要する。その文書の例は次のとおりである。

### 第十四回国会閉会後の参議院緊急集会

衆議院の解散に伴い、中央選挙管理会の委員の任命について緊急の必要があるので、日本国憲法第五十四条及び国会法第四条（現行第九十九条）により、昭和二十七年八月三十一日東京に、参議院の緊急集会を求める。

昭和二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武 殿

## 第十五回国会閉会後の参議院緊急集会

衆議院の解散に伴い、昭和二十八年年度一般会計等の暫定予算並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案、不正競争防止法の一部を改正する法律案及び期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案について議決を求める緊急の必要があるので、日本国憲法第五十四条及び国会法第四条（現行第九十九条）により、昭和二十八年三月十八日東京に、参議院の緊急集会を求める。

昭和二十八年三月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武 殿

## 五〇一 緊急集会の会議を開くに当たり、議長は、内閣総理大臣から集会を求められた旨を告げる

緊急集会を求められたときは、その第一日の会議を開くに際し、議長は、内閣総理大臣から参議院の緊急集会を求められた旨を告げた後、開会を宣告する。

## 五〇二 緊急集会において特別委員会を設置した例

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十八年三月十八日の会議において、期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案は、数個の常任委員会の所管に属するため、議長佐藤尚武君の発議により、同案を審査するため委員二十五人から成る特別委員会を設置することに決し、議長は、直ちに特別委員を指名した。

参照 一三三号、一八〇号

## 五〇三 議長が緊急集会の終了を宣告した後、挨拶を述べた例

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十八年三月二十日の会議において、議長佐藤尚武君は、緊急集会が終了した旨を宣告した後、同年五月二日をもって議員の半数が任期満了となるので挨拶を述べた。

参照 五六六号

## 五〇四 緊急集会が終了したときは、事務総長は、緊急集会に 関して衆議院事務総長に通知する

緊急集会が終了したときは、事務総長は、集会した期間及び緊急集会において成立した法律の公布の奏上、予算の送付等について、衆議院事務総長に通知する。